

改正

平成30年12月19日条例第67号

平成31年3月28日条例第3号

令和3年6月15日条例第44号

松阪市旧長谷川治郎兵衛家条例

(設置)

第1条 松阪市は、歴史的文化遺産の保存と活用及び郷土の文化に関する意識の向上を図るため、次の施設を設置する。

名称 旧長谷川治郎兵衛家

位置 松阪市魚町1653番地

(事業)

第2条 旧長谷川治郎兵衛家（以下「旧長谷川家」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 旧長谷川家の公開
- (2) 旧長谷川家に関わる資料の保存と活用
- (3) 文化財保護意識の啓発
- (4) 旧長谷川家に関わる文化活動及び観光交流のための活用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事業

(休館日)

第3条 旧長谷川家の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に定めることができる。

- (1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、翌日以後の最初の休日でない日
- (2) 12月30日から翌年1月2日まで

(開館時間)

第4条 旧長谷川家の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(入館料及び観覧料等)

第5条 旧長谷川家に入館しようとする者は、入館料を支払わなければならない。

- 2 入館料は、別表第1に定めるところによる。
- 3 市長は、特別の理由があるとき、入館料を割り引くことができる。この場合において、入館料は、別表第1中割引欄に定める額を適用するものとする。
- 4 市長は、特別の事業を実施するときは、その期間に限り、第1項の入館料のほか、観覧料その他の当該事業に関する料金（以下「観覧料等」という。）を徴収することができる。
- 5 観覧料等は、前項の事業の内容を考慮して、その都度市長が定めるものとする。
- 6 第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、入館料及び観覧料等を徴収しない。

(入館料の免除)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 旧長谷川家の文化財的価値を損ない、又は施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

(使用料)

第8条 旧長谷川家の離れ座敷を使用しようとする者は、使用料を支払わなければならない。

2 使用料は、別表第2に定めるところによる。

(使用の許可)

第9条 旧長谷川家の離れ座敷を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に際して、旧長谷川家の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、旧長谷川家の離れ座敷の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 旧長谷川家の文化財的価値を損ない、又は施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 専ら営利又は宣伝を目的とした使用であると認めるとき。
- (5) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたと認めるとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したと認めるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 第17条第1項の規定により指定を受けた指定管理者が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が使用しようとする日の20日前までに使用の取消しを届け出たとき。
- (2) 使用者の責めによらない理由により使用できないとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(権利の譲渡の禁止)

第14条 使用者は、旧長谷川家の離れ座敷の使用に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、旧長谷川家の離れ座敷の使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第16条 入館者及び使用者は、自己の責めに帰すべき理由により旧長谷川家の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第17条 旧長谷川家の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、旧長谷川家の管理に関する事業のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する事業に関すること。
- (2) 旧長谷川家の維持管理に関すること。
- (3) 旧長谷川家の利用及び利用料金に関すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業
- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、次に掲げるとおりとする。
- (1) 市長は、指定管理者に入館、観覧等及び使用に係る料金を利用料金として当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- (2) 第3条中「松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て」と、第4条中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第5条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「観覧料」とあるのは「観覧に係る料金」と、「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「徴収」とあるのは「収受」と、「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第6条中「入館料」とあるのは「入館に係る料金」と、「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは」とあるのは「指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは」と、第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用しようとする者」とあるのは「利用しようとする者」と、第9条から第11条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは」とあるのは「指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは」と、第13条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用しようとする日」とあるのは「利用しようとする日」と、「使用の」とあるのは「利用の」と、「使用できない」とあるのは「利用できない」と、第14条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用に係る」とあるのは「利用に係る」と、第15条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用を」とあるのは「利用を」と、「使用の」とあるのは「利用の」と、第16条中「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えて、これらの規定を適用する。
- (3) 第5条第2項の規定にかかわらず、入館に係る料金は、指定管理者が別表第1に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- (4) 第8条第2項の規定にかかわらず、離れ座敷の利用料は、指定管理者が別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日前においても、この条例の規定に基づく使用の許可その他の準備行為をすることができる。

附 則（平成30年12月19日条例第67号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和3年6月15日条例第44号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料の減免及び使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料の減免及び使用料についてはなお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

区分	入館料	
	通常	割引

一般	個人	400円	330円
	団体	330円	260円
6歳以上 18歳以下	個人	200円	160円
	団体	160円	130円

備考 団体は、20人以上の場合に適用する。

別表第2（第8条関係）

区分		使用料	
		全日 午前9時から 午後5時まで	4時間未満
離れ座敷	市民が使用する場合	5,210円	3,300円
	市民以外が使用する場合	15,630円	9,900円

備考 市民とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。